

報道関係者 各位

令和2年10月8日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 川口 国雄

室長補佐 新田 倫之

(直通電話) 0776-22-2691

令和2年度特定最低賃金改正決定の答申について —百貨店, 総合スーパー特定最低賃金を840円に引上げ—

福井労働局(局長 山崎直紀)は、本年8月24日開催の福井地方最低賃金審議会(会長 新宮 晋)において諮問した「福井県百貨店, 総合スーパー」に係る令和2年度特定最低賃金の改正について、以下のとおり答申を受けました。

特定最低賃金の改正決定に当たっては、同審議会の下に専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたところですが、今回の答申を受け、今後は異議の申出期間を経て、官報公示され、本年12月24日の発効を予定しております。

1 福井県百貨店, 総合スーパー最低賃金

最低賃金額 時間額 840円

答申日 令和2年10月8日

適用労働者数 約1,800名

前回の改正 平成30年12月24日(時間額810円《注》)

《注》現在は、福井県最低賃金が830円(令和2年10月2日発効)と上回っているため百貨店, 総合スーパーにおける最低賃金は830円が適用されています。

なお、福井県では今回回答申がなされた「福井県百貨店, 総合スーパー」のほかに「福井県紡績業, 化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」「福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」「電気機械器具製造業（略称）」の3業種に関する特定最低賃金が定められておりますが、福井地方最低賃金審議会の本年度の審議において、改正決定の必要性があるとの結論には達しなかったため、これら3業種の最低賃金に関する金額改正はありません。

(参考) 特定最低賃金3業種の最低賃金額（現行）

「福井県紡績業, 化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」	時間額 830 円
「福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」	時間額 874 円
「電気機械器具製造業（略称）」	時間額 857 円

いずれも効力発生日は令和元年12月24日です。